

令和3年12月15日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTG O X  
再生管財人 弁護士 小林 信 明

## MGIF 提供担保の提供に関するお知らせ

### 1. MGIF 提供担保の提供

再生管財人が東京地方裁判所に提出し、令和3年11月16日付で東京地方裁判所によってなされた認可決定が確定した再生計画（以下「**本再生計画**」といいます。）において、最終弁済率が早期一括弁済率を下回ることとなった場合、Mt Gox Investment Fund LP（以下「**MGIF**」といいます。）が令和2年12月15日時点で保有する再生債権への弁済を他の再生債権への弁済に対して劣後化することで、弁済原資の不足を補うこととなっております（以下「**劣後化スキーム**」といいます。）。

一方、MGIFは、劣後化スキームに代わって、本再生計画の定めに従い、(i)最終弁済率が早期一括弁済率を下回った場合に本再生計画に定める金額の限度で弁済原資の不足額を補うための円貨を再生管財人に支払う義務（以下「**MGIF 債務**」といいます。）を負うことに同意すること、及び(ii)同義務の担保として現金（円貨）及び/又は現金（円貨）同等物を差し入れること（以下、かかる担保を「**MGIF 提供担保**」といいます。）ができることとなっております。

MGIFは、令和3年12月1日付で、MGIF債務の負担に係る上記(i)の意思表示を再生管財人に対して行うとともに、令和3年12月2日付で、上記(ii)のMGIF提供担保として株式会社三井住友銀行（以下「**SMBC**」といいます。）が下記2.の内容の信用状に関する合意書（以下「**本件合意書**」といいます。）を差し入れましたので、お知らせいたします。

### 2. MGIF 提供担保（本件合意書）の概要

本件合意書は、再生管財人がSMBCに対して本件合意書に規定された書面を提出することにより、SMBCから、MGIF債務相当額の支払請求をSMBCに対して行うことのできる信用状（以下「**本件信用状**」といいます。）の発行を受けることを主な内容としております。

再生管財人は、SMBCに対して本件信用状に規定された書面及び本件信用状原本を呈示することで、当該呈示から5営業日以内に、SMBCからMGIF債務相当額の全額につき、円貨での支払を受けることができます。

なお、本件合意書は現金（円貨）ではないことから、これをMGIF提供担保とするためには、本再生計画上、MGIFが東京地方裁判所から許可を取得するとともに、再生管財人が同意をすることが要件となっているところ、MGIFは東京地方裁判所から当該許可を取得し、再生管財人も本件合意書を現金（円貨）同等物

と評価できると判断したことから、本件合意書を MGIF 提供担保とすることに同意しております。

以上